

機関保証制度のQ&A

Q1 機関保証制度の目的は？

A1 連帯保証人・保証人が得られない場合でも奨学金の申込みができるようにし、意欲と能力のある学生が経済的に自立して自分の意志と責任において高等教育機関で学べるようにすることです。

Q2 奨学生は自動的に保証機関を利用することになるの？

A2 奨学金の申込みをする時に、機関保証か人的保証かを選択します。

Q3 どのように申し込むの？

A3 奨学金の申込みをする時に機関保証を選択してください。奨学生に採用されたときに「保証依頼書・保証料支払依頼書」を提出してください。

Q4 保証機関が保証を断ることはあるの？

A4 奨学金の申込みと同時に機関保証を希望する者を断ることはありません。

Q5 保証の範囲と保証の期間は？

A5 範囲：元金・利息・延滞金（遅延損害金）
期間：貸与中及び返還中
第一回目の保証料を受領したときから、保証を開始します。

Q6 機関保証制度を選択すれば、返還しなくていいの？

A6 保証機関の保証を受けても、奨学金はあなた自身がしっかり返還しなければなりません。延滞した際に保証機関が機構に対してあなたに代わって返済したような場合はその後保証機関はその分の返済（奨学金の未返還額）をあなたに一括して請求します。また、悪質な延滞者に対しては、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

Q7 保証料は奨学金貸与中だけでなく返還期間中も支払うの？

A7 保証料を支払うのは貸与期間中だけです。なお、返還期間中に繰上返還等した場合には、保証料の一部が戻る場合があります。

Q8 奨学金申込時に人的保証を選んだが、機関保証への変更はできるの？

A8 連帯保証人又は保証人が死亡等やむを得ない理由により保証ができなくなった時には機関保証への変更ができますが、必要な保証料をまとめて支払わなければなりません。なお、機関保証から人的保証への変更はできません。

保証料の目安（平成25年度）

区 分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)		
第一種	専修(専門)大	国・公立・私立・自宅・自宅外共通	30,000	24	828	
		国・公立	自宅	45,000	24	1,606
			自宅外	51,000	24	1,820
		私立	自宅	53,000	24	1,892
	自宅外		60,000	24	2,297	
	大 学	国・公立・私立・自宅・自宅外共通	30,000	48	1,114	
		国・公立	自宅	45,000	48	1,782
			自宅外	51,000	48	2,143
		私立	自宅	54,000	48	2,269
	自宅外		64,000	48	3,137	
	大学院	修士・博士前期課程		50,000	24	1,785
				88,000	24	3,593
博士・博士後期課程			80,000	36	3,607	
			122,000	36	6,623	
第二種(貸与利率3.0%)	専修(専門)大		30,000	24	863	
			50,000	24	1,884	
			80,000	24	3,247	
			100,000	24	4,630	
	大 学		120,000	24	5,893	
			30,000	48	1,181	
			50,000	48	2,246	
			80,000	48	4,657	
	(修士) 大学院		100,000	48	5,822	
			120,000	48	6,986	
			50,000	24	1,884	
			80,000	24	3,247	
	(博士) 大学院		100,000	24	4,630	
			130,000	24	7,101	
			150,000	24	9,001	
			50,000	36	1,999	
	80,000	36	3,869			
	100,000	36	5,911			
	130,000	36	7,684			
	150,000	36	8,866			

- ◆ 第二種奨学金の保証料月額は貸与利率3%で計算した場合の目安です。
- ◆ 保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間等により異なります。上表以外の例は奨学金申請時に配付している「奨学金案内」若しくはホームページをご覧ください。
- ◆ 保証料は、日本学生支援機構が原則毎月の奨学金から差し引き徴収し保証機関に支払います。
- ◆ 保証機関は、公益財団法人日本国際教育支援協会です。

独立行政法人 日本学生支援機構 市谷事務所

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>

公益財団法人 日本国際教育支援協会

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
ホームページアドレス <http://www.jeeps.or.jp/>

奨学金には 機関保証制度の ご利用を



連帯保証人や保証人を立てるのではなく

一定の保証料を支払うことで、自分の意志と責任において奨学金の申込みができる制度です。



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

〈機関保証業務実施機関〉



公益財団法人
日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

奨学金の保証制度について

*機関保証制度とは…

- 日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものです。
- 平成16年度以降の採用者で、機関保証制度の加入者を対象として、債務保証をします。
- 機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。
- あなたの奨学金返還が一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたにその分の返済を請求します。

*人的保証制度とは…

- 日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の条件にかなった連帯保証人(原則として父母またはこれに代わる人)及び保証人(原則として4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人)が保証をするものです。
- あなたの奨学金返還が延滞した場合、連帯保証人・保証人は、あなたに代わって返済をする義務があります。
- 奨学生採用時に連帯保証人の「印鑑証明書・収入証明書」と保証人の「印鑑証明書」が必要になります。

※第二種奨学金の内、海外の大学等への留学を対象としたものは、機関保証と人的保証の両方の保証が必要です。

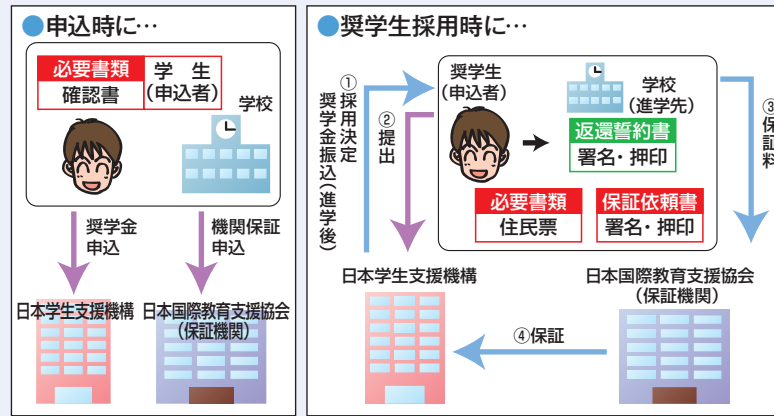
機関保証ご利用のメリット

- ①一定の条件にかなった連帯保証人、保証人を探す手間が省け、**自らの意志と責任において奨学金の申込みができる。**
- ②**割安な保証料**で保証が受けられる。

※繰上げ返還や返還免除により返還完了となったときは、保証料の一部が戻る場合があります。

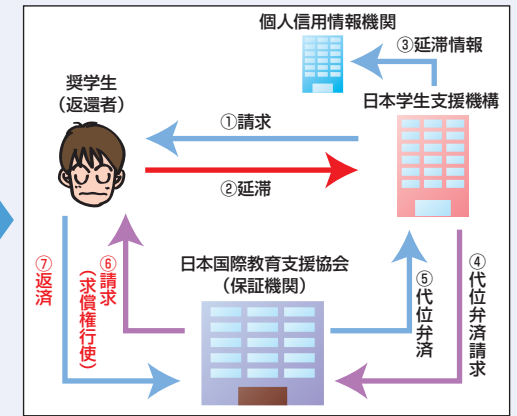
奨学金を申し込む時に、①又は②のどちらかを選びます。

①機関保証を選択した場合



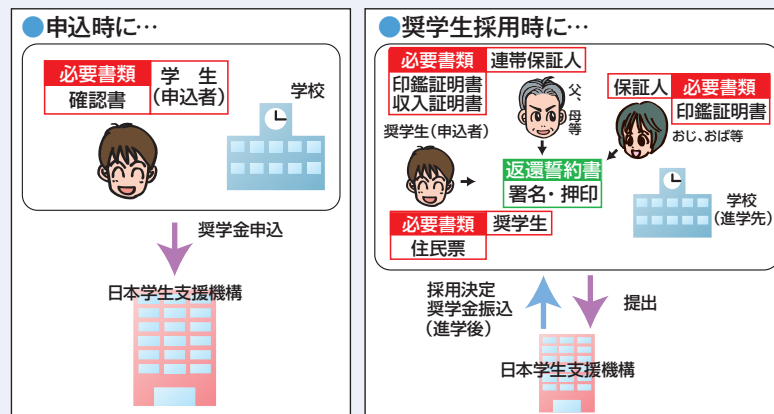
- (申込時)
- 奨学金申込・機関保証申込は、学校が窓口となります。
 - 保証依頼は、奨学金申込と同時にを行います。
 - 本人以外の連絡先(本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人)が必要です。
- (奨学生採用時)
- 奨学生採用時には、保証依頼書及び返還誓約書を学校の窓口へ提出します。
 - ※返還誓約書には、**連帯保証人及び保証人は必要ありません。**

延滞した場合



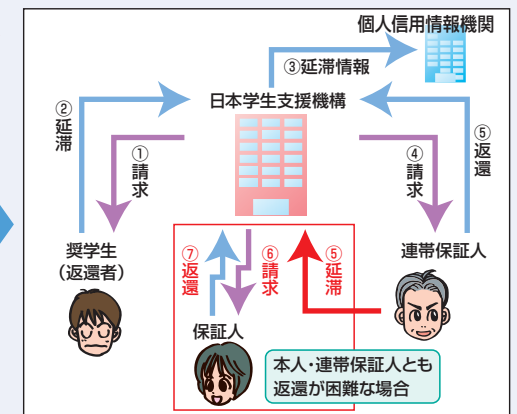
- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、日本学生支援機構の請求に基づき保証機関が奨学生(返還者)に代わって残額を一括返済します(代位弁済)。
- 保証機関が返済した後は、**保証機関より奨学生(返還者)に、その分の返済を請求**します(求償権行使)。
- 延滞した場合、個人情報機関に延滞情報が登録されます。その結果、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

②人的保証を選択した場合



- 奨学金申込は学校が窓口となります。
- 奨学生採用時には、返還誓約書(連帯保証人及び保証人が必要)を学校の窓口へ提出します。
- 連帯保証人は「印鑑証明書」「収入証明書」、保証人は「印鑑証明書」の提出が必要です。**原則として、連帯保証人は父母またはこれに代わる人、保証人は4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人とします。

延滞した場合



- 本人が延滞した場合は、連帯保証人に請求します。
- 本人・連帯保証人ともに返還が困難な場合は、保証人に返還を請求します。
- 延滞した場合、個人情報機関に延滞情報が登録されます。その結果、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※機関保証、人的保証のどちらかを選択したかに関わらず、奨学生採用時には返還誓約書に奨学生本人の住民票を添付して提出が必要です。また、貸与終了時には金融機関で手続き済みのリレー口座加入申込書(預・貯金者控)のコピーの提出が必要です。

※申込時及び奨学生採用時に必要な書類には、本人が未成年の場合は親権者の自署・押印が必要です。